

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 健康福祉局生活支援課 担当者名 木場 真希子 電 話 045-671-2403
----------	---------	-----	---

## 設 計 書

- 1 委 託 名 令和4年度かろうと合葬焼骨粉骨業務委託
- 2 履 行 場 所 久保山かろうと2号（西区元久保3-1）及び履行にあたり、継続して使用可能であり、かつ、外部から第三者が容易に出入りすることができない場所を受託者が用意する。
- 3 履行期間 期間  
期限 期限 令和5年3月31日まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 委 託 概 要 久保山かろうと2号内の無縁物故者の遺骨の粉骨委託を実施し、埋葬容量を減少させ、使用期間を延伸する。

8 部 分 払

す る ( )

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

委 託 代 金 額		¥ (            ) . -
内 訳	業 務 価 格	¥ (            ) . -
	消費税及び地方消費税相当額	¥ (            ) . -

内 訳 書

名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
粉骨等委託 (※遺骨の回収、 運搬、粉骨、かろ うとへの返還及び 骨壺の費用を含 む)	5.12m <sup>3</sup> (縦1.6 m×横 1.6m× 高さ2.0 m、延 床面積 2.56 m <sup>2</sup> )	—	式	円	円	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

# 令和4年度かろうと合葬焼骨粉骨業務委託仕様書

## 1 件名

令和4年度かろうと合葬焼骨粉骨業務委託

## 2 業務概要

横浜市立久保山墓地内の無縁物故者向けの「かろうと2号」に合葬してある遺骨について、粉骨することにより減容化する。粉骨した遺骨は再度、「かろうと2号」に合葬する。

## 3 作業期限

令和5年3月31日まで

## 4 処理量

5.12m<sup>3</sup>（縦1.6m×横1.6m×高さ2.0m、延床面積2.56m<sup>2</sup>）

## 5 委託内容

### (1) 遺骨の搬出及び確認、搬送

「かろうと2号」に埋葬されている遺骨を取り出し、粉骨処理機能を有する施設へ搬送する。なお、遺骨の汲み取り、受領及び搬送に際しては、飛散防止で必要に応じた飛散防止幕等の使用や社会通念上の清掃等、十分な飛散防止策を講じるものとする。

### (2) 遺骨の処理

搬送した遺骨の中から不純物を取り除き、専用の機器等を用いて粉末状に砕く。この不純物のうち、副葬品が発見された場合は本市に対して報告を行うこと。この際の報告様式は任意とし、業務完了報告書の提出時にあわせて提出すること。

なお、久保山かろうと2号内の対象遺骨は、骨壺から出した状態で保管されている。また、骨壺が遺骨内に含まれている場合は、骨壺の処理も業務に含まれる。

### (3) 合葬

粉骨した遺骨について、再度、取り出した「かろうと2号」へ合葬する。

### (4) 報告等

遺骨以外の不純物については、内容を発注者に報告したのち、その指示に従い適正に処分すること。また、業務完了後、作業工程や処理の経過がわかる写真を添付した任意の業務完了報告書を提出すること。このとき業務完了報告書内には、作業日誌、作業工程、作業工程に沿った写真等による報告を記載すること。なお、受託者は、本市の求めに応じて処理施設や作業工程の現地確認を受けるものとする。

## 6 その他

(1) 遺骨の取り扱いについては、故人の尊厳を尊重することを第一とし、礼節をもって丁寧に行うこと。

(2) 遺骨及びかろうと内部の遺骨の残渣の運搬、中間処理及び最終処分に当たっては各種関係法令に則って適正に処理すること。

(3) 作業日については本市と調整の上、履行期限内に終わらせるよう決定すること。

また、現地での各種作業については、かろうと2号の埋設してある久保山墓地周辺住民を考慮して、9時から作業開始とし、17時までに撤収できるよう進めること。

(4) 作業にあたっては、作業員全員がマスクを着用するとともに、間隔を出来るだけ空けたり、向かい合って会話することが無いように配慮したりといった、感染症対策を講じること。

(5) この仕様書に定めのない事項については、その都度、本市及び受託者が協議して定めるものとする。